

(別記第5)

べにずわいがに日本海系群に関する日本海べにずわいがに漁業の資源管理協定

協定締結日 令和6年3月8日

協定認定日 令和6年3月27日

(目的)

第1条 本協定は、日本海べにずわいがに漁業で漁獲されるべにずわいがに日本海系群の管理に関して、当該水産資源の資源管理の目標の達成を目的として、本協定に参加している者（以下「参加者」という。）が当該水産資源に関して自主的な目標を定め、当該資源管理の目標の達成のために具体的取組を行うことで、もって当該水産資源の保存及び管理を図るものである。

(定義)

第2条 本協定において、「法」とは、漁業法（昭和24年法律第267号）をいい、「施行令」とは、漁業法施行令（昭和25年政令第30号）をいい、「許可省令」とは、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）をいうほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 べにずわいがに日本海系群 資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号。以下同じ。）別紙第3－30に定めるべにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）をいう。
- 二 日本海べにずわいがに漁業 許可省令第2条第16号に掲げる日本海べにずわいがに漁業をいう。
- 三 操業 べにずわいがに日本海系群の採捕及びそれに付随する行為並びにその他これらに準ずる行為をいう。
- 四 協定管理委員会 本協定の目的を円滑に実施するため、参加者を委員として構成する協定の管理及び運営に関する委員会をいう。

(本協定の対象となる水域、水産資源の種類及び漁業の種類)

第3条 本協定の対象となる水域は、許可省令別表第1の日本海べにずわいがに漁業の項の中欄に掲げる海域とする。

- 2 本協定の対象となる水産資源の種類は、べにずわいがに日本海系群とする。
- 3 本協定の対象となる漁業の種類は、日本海べにずわいがに漁業とする。

(資源管理の目標)

第4条 本協定における資源管理の目標は、資源管理基本方針別紙第3－30に定める目標とする。

(資源管理の目標の達成のための具体的取組)

第5条 前条の資源管理の目標の達成のための具体的取組は、次に掲げるところにより行うものとする。
日本海べにずわいがに漁業の操業可能期間（9月1日から翌年6月30日まで）のうち、15日以上の上の休漁を行うものとする。

(取組の履行確認等に関する事項)

第6条 前条第1項の具体的取組の着実な実施を担保するため、参加者に対して少なくとも年1回、次の各号に掲げるところにより履行確認を行うものとする。

- 一 参加者は、本協定遵守の履行確認に協力するものとする。
- 二 前号の履行確認は、国に設置された資源管理協議会において行うものとする。
- 三 前条第1項第一号の履行確認においては、参加者ごとの法第52条の漁獲成績報告書を基に確認するものとし、それ以外の取組については当該取組を確実に履行した旨を確認するものとする。
- 2 前条の取組については、協定管理委員会が参加者に対して、漁期前に確実な実施のための指導及び漁期後に取組状況の確認とその共有を行い、積極的な取組を推進するものとする。

(漁獲量等の漁獲関連情報の報告)

第7条 参加者は、法第52条第1項の規定に基づき、漁獲量又は漁獲努力量、資源管理の状況及び漁業生産の実績等を農林水産大臣に報告するものとする。

- 2 参加者は、本協定の実施のため必要とされる履行確認や効果の検証等の情報を積極的に国、資源管理協議会及び協定管理委員会に報告するものとする。

(取組の効果の検証に関する事項)

第8条 第5条の具体的取組によるべにずわいがに日本海系群の保存及び管理に対する有効性を確認するため、本協定の有効期間の2分の1を経過した時及び当該有効期間の終了時に、本協定の取組の効果の検証を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、べにずわいがに日本海系群の資源評価が行われた結果、資源管理基本方針において当該水産資源に係る事項に重大な変更があった場合には、当該変更があった日から1年以内に検証を行うものとする。

3 前2項の検証は、直近の資源評価の結果及び前条で報告された情報その他参考となる科学的知見に基づき、国に設置された資源管理協議会において行うものとする。

(協定に違反した場合の措置)

第9条 参加者による資源管理の目標の達成のための具体的取組、その履行確認への協力、その他本協定及び本協定の規定に基づく要領並びに規約等について、参加者に違反の疑義が認められた場合、当該違反の疑義の内容について協定管理委員会で調査及び協議するものとする。

2 前項の調査及び協議の結果、参加者の違反が明らかになり、かつ、その違反の程度が重大なものと判断される場合には、協定管理委員会は当該参加者の違反を国に申し出るものとし、当該参加者は第6条第1項の遵守を要件とする国及び関係都道府県の補助金等を受けないものとする。この場合において、当該補助金等を受けることができない期間は、違反をした年度とする。

3 第1項の調査及び協議の結果、参加者の違反が明らかになり、かつ、その違反の程度が本協定の存続(本協定が法第124条第1項の認定を受けている場合にあっては、当該認定)自体に影響を及ぼしかねない程の極めて重大なものと判断される場合、当該参加者は、本協定を脱退しなければならない。

4 第1項の調査及び協議の結果並びに前2項の判断に当たっては、本協定の参加者(該当の違反に係る者を除く。)の決議を経るものとする。

(協定への参加及び協定からの脱退)

第10条 協定管理委員会は、本協定に参加しようとする者に対して、参加届出書により参加する旨の届出を行わせるものとする。この場合において、本協定への参加は、協定管理委員会が当該参加届出書を受理した時点で行われるものとする。

2 参加者は、住所又は氏名若しくは名称に変更が生じたときは、協定管理委員会に対して、速やかに当該変更の内容を届け出るものとする。

3 参加者が本協定を脱退しようとする場合、協定管理委員会に対して脱退を届け出ることとし、脱退は、協定管理委員会が届出を受理した時点で行われるものとする。

(協定の有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までとする。

(議決権及び決議)

第12条 参加者の議決権は、1参加者につき1票を有するものとする。

2 決議は、参加者全員の議決権の過半数の同意をもって行うものとする。

3 本協定の廃止は、参加者全員の議決権の3分の2以上の多数の同意をもって行うものとする。

(協定管理委員会の設置)

第13条 協定管理委員会を別に定める協定管理委員会規約に基づき設置し、本協定の管理等を行う。

2 協定管理委員会の事務局は、日本海かにかご漁業協会に設置する。

(協定管理委員会の機能及び経費の負担)

第14条 協定管理委員会は、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

一 資源管理の目標の達成のための具体的取組の実施及び履行確認に関する事務、効果の検証に関する事務、協定に違反した参加者に対する措置に関する事務、協定への参加及び協定からの脱退に関する事務並びにその他の本協定に定める事項を実施するために必要な事務

二 法及び施行令の規定に基づく報告、申請及び届出(本協定の手続を経たものに限る。)に関する事務

三 その他本協定の手続において、協定管理委員会に委任することが決議された事務(訴訟及び不服申立てを除く。)

2 協定管理委員会は、第1項の事務を行うにあたり、必要な経費を参加者から徴収することができるものとする。

（その他）

第 15 条 本協定に定めのない事項については、協定管理委員会で協議し、決定するものとする。

2 参加者は、その他の取組として、既存の自主的な資源管理措置（海洋水産資源開発促進法に基づく日本海沖合ベニズワイガニ資源管理協定）を遵守することとし、資源管理目標の早期達成を目指すものとする。

附 則

本協定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（本協定の参加者）

別表のとおり。

（以上）